名古屋市工業研究所受託研究実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、当地域の企業もしくは企業団体または大学(以下、「企業等」という。)が必要とする技術あるいは製品の開発を支援するため、名古屋市(以下、「市」という。)が名古屋市工業研究所(以下、「研究所」という。)において、企業等からの委託により行う研究(以下、「受託研究」という。)について必要な事項を定める。

(受託研究の定義)

第2条 この要綱において、受託研究とは、企業等の技術的課題を解決するため、市が企業等の経費負担に基づき、研究所が研究を行い、課題の解決に寄与するものをいう。

(対象企業等)

第3条 対象となる企業等は名古屋市及びその周辺に事業所又は事務所を有する中小企業とする。ただし、審査 により認められた場合はこの限りではない。

(受託研究の申請)

- **第4条** 研究を委託しようとする企業等は、次の各号に掲げる場合を除き、「委託研究申請書」(様式1;以下、「申請書」という。)を市長に提出して、研究所に研究を委託することができる。
 - (1) 公益を害する恐れがあると判断したとき。
 - (2) 名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団の利益になると判断したとき。
 - (3) その他市長が受託研究には適さないと判断したとき。
- 2 研究を開始しようとする1ヶ月前までに市長に申請書を提出しなければならない。ただし、審査により認められた場合はこの限りではない。
- 3 申請は、企業の代表者によるものとする。ただし、当該受託研究の研究費の支出等に関して権限を有する 役職者による申請も認めるものとする。
- 4 市長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、諾否を決定のうえ、受託研究「決定通知書」(様式2)により申請者に通知するものとする。

(受託研究の実施期間)

- 第5条 受託研究は、研究費の納入期限の翌日から開始し、その実施期間は受託研究「決定通知書」に定めるものとする。
- **2** 受託研究は市の複数の会計年度にまたがって実施することができない。ただし、必要に応じて、3年を限度として継続することができることとし、その場合は、次年度に新たな申請書の提出を要する。

(受託研究費の納入)

- 第6条 第4条第4項に基づき、受託の決定を受けた申請者(以下、「委託企業」という。)は、研究費を期限 までに納入するものとする。
- **2** 一旦納入された研究費は、返還しない。ただし、第8条の規定により研究が中止された場合は、この限りではない。

(受託研究の実施方法)

- 第7条 委託企業は、研究を円滑かつ効果的に実施するために研究補助員を派遣することができる。
- 2 研究補助員を派遣する委託企業は研究の開始前に、「名古屋市工業研究所における研修・研究従事に関する誓約書」を、研究所長に提出しなければならない。
- **3** 研究補助員は、研究所職員の指揮に従って行動し、研究補助員の故意または過失により研究所が重大な損

害を受けた場合には、委託企業は弁償する義務を負うものとする。

4 委託企業は、当該企業以外から入手しがたい研究用試料等については、提供するものとする。ただし、それに要する費用は委託企業が負担するものとする。

(研究の中止)

第8条 市長は、天災、その他やむを得ない理由で受託研究の継続が困難となったときは、当該研究を中止することができる。

(受託研究成果の報告)

第9条 市長は、受託研究の終了後、受託研究の成果を、受託研究「完了報告書」(様式3)により委託企業へ報告しなければならない。

(受託研究成果の公表)

第10条 市長は、受託研究の成果を、企業等の同意の得られた範囲内で公表することができる。

(産業財産権を受ける権利)

- 第11条 受託研究の業務を担当する職員が当該受託業務につき発明したとき、産業財産権を受ける権利は、当 該職員が取得するものとし、当該権利又は当該権利に係る産業財産権は、市が承継するものとする。
- 2 受託研究の業務を担当する職員及び委託企業に属する従業者(以下、「委託企業従業者」という。)が当該受託研究につき共同発明したとき、産業財産権を受ける権利は当該職員及び委託企業従業者が取得するものとし、共同発明の出願については「名古屋市工業研究所職務発明等取扱い要領」に基づいて行うものとする。
- 3 委託企業は、委託企業従業者が受託研究に関連して独自に発明を行い、当該発明を出願しようとするとき は、当該発明を独自に行ったことについて事前に当該職員と協議するものとする。
- 4 第1項により市が承継した産業財産権は、委託企業又は委託企業の指定する者に限り、当該受託研究完了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、当該優先実施権を付与することが公共の利益を著しく損なうと市長が認めたときは、優先実施期間中においても委託企業及び委託企業の指定する者以外の者に対し、当該権利の実施を許諾することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、市長が定めるものとする。

- 付則 この要綱は平成 6年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は平成15年12月 5日から施行する。
- 付則 この要綱は平成22年 7月21日から施行する。
- 付則 この要綱は平成24年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は平成25年10月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は平成26年 5月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は平成28年 3月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は平成28年12月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は平成29年 7月 1日から施行する。